

那覇市地域防災計画改訂支援業務
公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月14日

那覇市 総務部 防災危機管理課

那覇市地域防災計画改訂支援業務

公募型プロポーザル募集要項

1 はじめに

本要項は、那覇市地域防災計画改訂支援業務（以下「本業務」という。）の受託者を募集するために必要な事項を定めるものであり、受託者の選定に当たっては、専門的な知識及び技能、豊富な実績はもとより、創造力、企画構想力、独自提案などを総合的に審査評価して選定する公募型プロポーザル方式を実施する。

2 業務目的

本業務は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき策定された那覇市地域防災計画（以下「本計画」という。）について、国の防災基本計画や沖縄県地域防災計画等と整合性を図るとともに、本市を取り巻く社会状況等の変化や、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等から得られた様々な教訓、知見及び課題等を踏まえ、本市が目指す安全安心なまちづくりの実現に向けた総合的な防災危機管理体制の整備・充実を図ることを目的に、より実効性及び実用性の高い計画に改訂するための支援を行うものである。

3 業務概要

（1）業務名

那覇市地域防災計画改訂支援業務

（2）業務内容及び履行方法

別紙1「那覇市地域防災計画改訂支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）履行期間

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

（4）提案上限額

提案上限額は、8,569,000円（消費税及び地方消費税含む。）

提案上限額の範囲内で提案すること。また、この金額は企画提案募集のために設定した上限額であり、契約金額ではない。

(5) 募集等における主なスケジュール（予定）

項目	期日又は期間（予定）
公募開始	令和8年4月14日（火）
質問受付期間	令和8年4月14日（火）から 令和8年4月20日（月） 午後5時15分必着
質問回答日	令和8年4月22日（水）
参加表明書及び提案書等提出締切	令和8年4月30日（木） 午後5時15分必着
プレゼンテーション審査	令和8年5月11日（月）
審査評価結果通知日	令和8年5月11日（月） 予定
契約締結	令和8年5月中旬

4 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザル募集への応募者（以下「提案事業者」という。）は、地方公共団体における地域防災計画の策定及び改訂業務に関する実績がある高い知見を有する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、本業務を提案するにあたり、提案事業者の他に協力できる事業者（以下「協力連携事業者」という。）と連携して業務を行う場合、2者以内で構成することができるものとする。

(1) 提案事業者

- ① 本市に本店若しくは支店又は営業所があること。
- ② 令和5年4月1日から令和8年3月31日までにおいて、地方公共団体より地域防災計画の策定又は改訂業務を受託し、完了した実績を有する者。但し、協力連携事業者が実績を有する者であれば、要件を満たすものとする。
- ③ 本業務の実施に必要な能力、経験等を有する業務主任者及び副主任者を配置し、十分な執行体制を整えることができる者。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しない者。
- ⑤ 公募開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市の指名停止措置を受けていない者。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又

は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。

- ⑦ 役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- ⑨ 銀行取引停止処分を受けていない者。
- ⑩ 市区町村税に滞納がない者。

（2）協力連携事業者要件

協力連携事業者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 前号「（1）提案事業者」の④から⑩までの要件を全て満たしていること。
- ② 協力連携事業者が重複していないこと（提案事業者1者のみと連携）。

5 質疑応答

募集要項及び仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり【様式7】質問書を提出すること。なお、審査基準等に関する照会対応は行わない。

- （1）質問期限： 令和8年4月20日（月） 午後5時15分必着
- （2）質問方法： 件名「那覇市地域防災計画改訂支援業務公募型プロポーザル質問」とし、【様式7】質問書を「12 事務局」宛に電子メールで提出すること。電子メール後は受信確認の連絡を入れること。
- （3）回答： 令和8年4月22日（水）までに、那覇市ホームページ上で回答する。電話、口頭による照会対応は行わない。

6 提案書類の提出

提案事業者は、提出書類の押印箇所に代表者印を押印して次のとおり提出すること。

（1）提出期間

令和8年4月14日（火）から令和8年4月30日（木）午後5時15分必着

※受付は平日の午前9時～午後5時15分まで（土・日・祝日は受付不可）

（2）提出方法

「12 事務局」に持参して直接提出すること。

(3) 提出書類

以下の提出書類について、押印箇所には代表者印を押印し、①～⑪の順でインデックスを貼り付け、フラットファイルにファイリングの上で、2部提出（正本1部、副本1部（複写可））及びPDFデータをCD又はDVD等で提出すること。

No.	提出書類
①	【様式1】参加表明書
②	【様式2】会社概要書
③	【様式3】業務実施体制調書
④	【様式4】業務実績報告書
⑤	【様式5】協力連携事業者予定調書
⑥	【様式6】提案提出書
⑦	提案書（指定様式なし）
⑧	見積書（指定様式なし）
⑨	定款
⑩	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
⑪	直近の市町村税の完納（滞納がないこと）を証明する書類

※⑩及び⑪は提出日から起算して3か月以内に発行されたものに限る。

① 【様式1】参加表明書

本募集要項の参加資格要件に適合していること、及び提出書類の内容に相違がないことを確認のうえ提出すること。

② 【様式2】会社概要書

会社概要を記載し、自社組織の対応業務、技術等について簡潔に説明すること。また、協力連携事業者の場合は、構成員ごとに提出すること。

③ 【様式3】業務実施体制調書

配置する業務主任者、副主任者、担当者の業務実施体制及び資格有無等を記載すること。添付資料として、当該資格を確認できる証明書等の写しを添付すること。

業務実績は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までに受託した、市区町村地域防災計画の策定又は改訂業務の他、同種業務実績（市区町村業務継続計画、受

援計画、観光危機管理計画の策定)を含め記載すること。

④ 【様式4】業務実績報告書

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで受託した、市区町村地域防災計画の策定又は改訂業務の他、同種業務(市区町村業務継続計画、受援計画、観光危機管理計画の策定)を含め実績を記載すること。添付資料として、当該業務を受託したことを確認できる契約書等の写しを添付すること。

また、協力連携事業者の場合は、構成員ごとに提出すること。

⑤ 【様式5】協力連携事業者予定調書

「6 提案書類の提出(3) 提出書類」の⑨～⑪に掲げる書類を添付すること。

⑥ 【様式6】提案提出書

提出書類に記入及び提出漏れ等の不備がないことを確認のうえ提出すること。提出期間後の提出書類の追加や差替えは原則不可とする。

⑦ 提案書(指定様式なし)

提案書は、別紙2「提案書作成要領」に従って作成すること。

⑧ 見積書(指定様式なし)

- ・宛名は「那覇市長」とすること。
- ・見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、更にそれらの合計金額を明記すること。
- ・見積書の提案上限額は8,569,000円(消費税及び地方消費税含む)とし、提案上限額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ・直接経費、直接人件費等の項目について内訳を記載すること。
- ・仕様書に記載のない項目については、提案する内容に沿って積算すること。

(4) 提案の辞退

提出書類の提出後に提案を辞退する場合は、【様式8】辞退届を記載し、事前に「12 事務局」に連絡したうえで直接提出すること。

7 優先交渉権者等選定方法

(1) 審査方法

優先交渉権者選定における審査及び評価については、那覇市地域防災計画改訂支援業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)にて書類審査及びプレゼンテーション審査により評価する。

(2) 審査評価項目

審査は次の表に記載の項目に基づき実施する。

審査項目	評価項目	配点
提案	(1) 現状把握について	80
	(2) 課題分析について	
	(3) 計画改訂方針について	
	(4) 資料収集・整理について	
	(5) ヒアリング調査について	
	(6) 会議の運営補助について	
	(7) パブリックコメントについて	
	(8) 工程管理について	
	(9) 上記以外の独自提案について	
	(10) 提案全体における総合評価	
実施体制	(11) 業務実績や実施体制について	15
価格	(12) 企画提案の見積額	5

(3) プレゼンテーション審査概要

- ① 日 時：令和8年5月11日（月） ※時間については別途通知する。
- ② 場 所：那覇市役所本庁舎 5階 庁議室（予定）
※プレゼンテーション出席において市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。
- ③ 順 番：提案書提出の受付順とする。 ※詳細については別途通知する。
- ④ 時 間：各提案事業者あたりプレゼンテーション20分、質疑応答15分とする。
- ⑤ 方 法：プレゼンテーションは、提出済の提案書その他、プロジェクターで投影するスライドショー（パワーポイント等）及び図面等による説明を可とするが、追加資料の配布は不可とする。提案説明は、別紙2「提案書作成要領」に従って作成した提案書の項目順に行うこと。
- ⑥ 発表者：プレゼンテーション出席者は3名までとし、本業務の業務主任者及び担当で構成して発表すること。
- ⑦ 備品等：使用する備品等は全て提案事業者で用意すること。ただし、プロジェ

クター、スクリーン、コンセント、机、椅子については事務局が用意する。プレゼンテーションの準備時間は5分以内とする。

⑧ その他：審査は非公開とし、審査経過、審査に関する問い合わせには応じない。

8 選定結果

優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点交渉権者について、すべての提案事業者に通知し、那覇市ホームページ上に掲載して公表する。選定結果に関する問い合わせは受けしない。

9 契約締結に向けての協議

(1) 企画提案の確定について

優先交渉権者の選定後、本市は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

ア 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進める。

イ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と順次、協議を開始する。

ウ 協議が成立したものを受託候補者という。

(3) 見積書の徴取について

ア 受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。

イ アの見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積金額を超えないこととする。ただし、協議において企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

10 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当する場合は、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格がない者が提案した場合。

(2) 提案事業者または連携事業者が複数申請した場合。

- (3) 書類等に虚偽の記載がある場合。
- (4) 審査の日時及び場所に出席しない場合。
- (5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確である場合。
- (6) その他、本件業務提案に関する条件に違反した場合。

11 その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第1号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 提案書類等の書類作成、提出に係る一切の費用は提案事業者の負担とする。また、提出書類は選定結果に関わらず返却しない。
- (3) 提案書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (4) 審査結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。
- (5) 提出書類は、那覇市情報公開条例（平成26年条例第26号）に基づく公開請求により公開する場合がある。

12 事務局

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎 5階

総務部 防災危機管理課

担 当 小波津

電 話 (098) 861-1102

F A X (098) 862-0614

E-Mail BOUSAI@city.naha.lg.jp